



金沢市公報

第 2 4 8 7 号

平成17年(2005年)7月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
金沢市役所・美術館駐車場の使用料の徴収事務の委託について (総務課)	1
平成17年度金沢市一般会計補正予算等の要領の公表について (財政課)	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	6
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	6
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	6
市道の路線の認定について (道路管理課)	7
市道の路線の廃止について (")	8
市道の路線の変更について (")	8
市道の区域の決定について (")	9
市道の区域の変更について (")	10
道路の供用の開始について (")	10
専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	12
公 告	
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	13

浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	13
土地区画整理組合の理事の退任について (区画整理課)	13
土地区画整理組合の定款の変更の認可について (")	14
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	14
教育委員会規則	
金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課)	14
選挙管理委員会告示	
選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	15
監査委員告示	
包括外部監査人の監査の事務を補助する者について (監査事務局)	15
公営企業公告	
下水道排水設備工事業者の指定について (企業総務課)	16

告 示

●金沢市告示第219号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、金沢市役所・美術館駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
日本海警備保障株式会社 代表取締役 高見太郎	金沢市北安江2丁目24番8号

2 委託した事務

金沢市役所・美術館駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成17年7月1日から平成22年6月30日まで

●金沢市告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成17年定例第2回市議会の議決を経た次の予算の要領を公表します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

平成17年度金沢市一般会計補正予算（第1号）

平成17年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度金沢市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3. 民生費		37,174,646	14,000	37,188,646
	1. 社会福祉費	5,953,992	14,000	5,967,992
6. 農林水産業費		3,140,904	10,210	3,151,114
	1. 農業費	2,310,762	10,210	2,320,972
8. 土木費		30,382,103	716,956	31,099,059
	2. 道路橋りょう費	5,103,937	131,200	5,235,137
	3. 河川費	1,553,463	49,500	1,602,963
	5. 都市計画費	21,288,335	536,256	21,824,591
14. 予備費		820,000	△ 276,240	543,760
	1. 予備費	820,000	△ 276,240	543,760
歳出合計		155,060,000	464,926	155,524,926

平成17年度金沢市一般会計補正予算(第1号)

平成17年度金沢市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,524,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15. 国庫支出金		16,080,206	328,550	16,408,756
	2. 国庫補助金	4,600,580	328,550	4,929,130
16. 県支出金		4,158,364	24,376	4,182,740
	2. 県補助金	1,638,794	24,376	1,663,170
22. 市債		13,387,900	112,000	13,499,900
	1. 市債	13,387,900	112,000	13,499,900
歳入合計		155,060,000	464,926	155,524,926

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
街路新設改良事業費	平成18年度	464,000	平成18年度	594,000

第3表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 限		後 正 度 額
	前 額	正 度 額	
一 般 公 共 事 業	1,583,600	1,411,400	1,411,400
臨 時 地 方 道 整 備 事 業	3,190,100	3,298,100	3,298,100
そ の 他 一 般 単 独 事 業	1,519,900	1,696,100	1,696,100
合 計	13,387,900	13,499,900	13,499,900

平成17年度金沢市水道事業特別会計補正予算(第1号)

(総 則)
第1条 平成17年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度金沢市の水道事業特別会計の予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	補 正 予 定 額		(計)
	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	
第1款 事 業 収 益	10,592,831千円	212,955千円	10,805,786千円
第3項 特 別 利 益		212,955千円	212,955千円
合 計	10,592,831千円	212,955千円	10,805,786千円
第1款 事 業 費 用	10,424,705千円	85,182千円	10,509,887千円
第2項の2 特 別 損 失		85,182千円	85,182千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	168,126千円	127,773千円	295,899千円
合 計	10,592,831千円	212,955千円	10,805,786千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,992,853千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,960,577千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,418,120千円」を「過年度分損益勘定留保資金

2,385,844千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	補 正 予 定 額		(計)
	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	
第2款 資 本 的 収 入	1,051,014千円	586,487千円	1,637,501千円
第1項 企 業 債	471,000千円	554,000千円	1,025,000千円
第6項 固 定 資 産 売 却 収 入	10千円	32,487千円	32,497千円
外 に 過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,418,120千円	△ 32,276千円	2,385,844千円
合 計	4,043,867千円	554,211千円	4,598,078千円
第2款 資 本 的 支 出	4,043,867千円	554,211千円	4,598,078千円
第2項 企 業 債 還 金	1,198,491千円	554,211千円	1,752,702千円
合 計	4,043,867千円	554,211千円	4,598,078千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債の目的「建設改良資金にあてため。」を「建設改良資金にあてため及び金利負担の軽減を図るため。」に改め、限度額を、次のとおり補正する。

限 度 額	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	471,000千円	554,000千円	1,025,000千円

第5条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

(種 類)	(名 称)	(数 量)	(処分の態様)
処分する資産	土地	12,025㎡以内	売払い

平成17年度金沢市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(総 則)
第1条 平成17年度金沢市の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度金沢市の公共下水道事業特別会計の予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(5) 主要な建設改良事業	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
ポンプ場施設	1,882,000千円	409,000千円	2,291,000千円
雨水関連施設	1,144,000千円	80,000千円	1,224,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,178,449千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,203,073千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,760,687千円、当年度分損益勘定留保資金3,171,555千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,070,664千円、当年度分損益勘定留保資金2,836,843千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額240,207千円」を「、過年度分消費税等資本的収支調整額49,359千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額240,207千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第2款 資本的収入	13,041,906千円	1,220,100千円	14,262,006千円
第2項 企業債	7,754,400千円	975,600千円	8,730,000千円
第3項 国庫補助金	3,300,000千円	244,500千円	3,544,500千円
外に過年度分損益勘定留保資金	1,760,687千円	309,977千円	2,070,664千円
当年度分損益勘定留保資金	3,171,555千円	△ 334,712千円	2,836,843千円
過年度分消費税等資本的収支調整額		49,359千円	49,359千円
合 計	18,220,355千円	1,244,724千円	19,465,079千円
支出			
第2款 資本的支出	18,220,355千円	1,244,724千円	19,465,079千円
第1項 建設改良費	10,367,442千円	489,000千円	10,856,442千円
第2項 企業債償還金	7,557,913千円	755,724千円	8,313,637千円
合 計	18,220,355千円	1,244,724千円	19,465,079千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債の目的「建設改良資金及び減価償却費を超える企業債元金償還金にあてため」を「建設改良資金及び減価償却費を超える企業債元金償還金にあてため並びに金利負担の軽減を図るため。」に改め、限度額を、次のとおり補正する。

限 度	額	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		7,754,400千円	975,600千円	8,730,000千円

●金沢市告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
東長江町会	代表者の氏名 及び住所	永井久夫 金沢市東長江町ウ13番地	松田隆 金沢市東長江町井88番地3	平成17年4月1日
		宮本重夫 金沢市東長江町井71番地	永井久夫 金沢市東長江町ウ13番地	平成12年1月1日
八日市第2町会	代表者の氏名 及び住所	廣田豊 金沢市八日市2丁目254番地3	岩網和美 金沢市八日市2丁目431番地	平成17年4月1日
		中井和雄 金沢市八日市2丁目261番地	廣田豊 金沢市八日市2丁目254番地3	平成14年4月1日
玉銚二丁目町会	代表者の氏名 及び住所	溝口孝一 金沢市玉銚2丁目231番地	三島輝男 金沢市玉銚2丁目225番地	平成17年4月1日
		竹田好俊 金沢市玉銚2丁目174番地1	溝口孝一 金沢市玉銚2丁目231番地	平成16年4月1日
東入江町会	代表者の氏名 及び住所	櫻谷茂昭 金沢市入江1丁目381番地	村田敏 金沢市入江1丁目375番地	平成17年3月27日
松原町町会	事務所の所在地	金沢市金石北1丁目16番10号	金沢市金石北1丁目17番11号	平成17年4月1日
	代表者の氏名 及び住所	法桑憲昭 金沢市金石北1丁目16番10号	津田一雄 金沢市金石北1丁目17番11号	平成17年4月1日
粟崎町四丁目町会	代表者の氏名 及び住所	山口昇 金沢市粟崎町4丁目78番地32	出崎初雄 金沢市粟崎町4丁目26番地	平成17年4月17日
押野東町会	代表者の氏名 及び住所	田中政義 金沢市押野1丁目80番地2	西田修 金沢市押野1丁目287番地	平成17年4月18日

●金沢市告示第222号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
すみれクリニック	金沢市此花町3番2号 金沢駅前第1ビル2階	医療法人財団 松原愛育会 理事長 松原三郎	平成17年7月1日

●金沢市告示第223号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
すみれクリニック	金沢市此花町7番8号 カーニープレイス金沢第2ビル3階	医療法人財団 松原愛育会 理事長 松 原 三 郎	平成17年6月30日

●金沢市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年7月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
367	2 級 幹 線 367 号 辰 巳 ・ 相 合 谷 線	辰巳町 卜 相合谷町口	88番 1 先から 32番 先まで
1211	天神町2丁目線 17 号	天神町2丁目 天神町2丁目	505番10先から 505番12先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 22 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	13街区 8 番 先から 9 街区 32番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 23 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	13街区 1 番 先から 13街区 17番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 24 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	14街区 16番 先から 8 街区 22番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 25 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	14街区 1 番 先から 14街区 32番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 26 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	15街区 7 番 先から 11街区 1 番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 27 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	15街区 1 番 先から 15街区 17番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 28 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	12街区 1 番 先から 12街区 31番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 29 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	10街区 1 番 先から 11街区 15番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 30 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	6 街区 1 番 先から 1 街区 1 番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 31 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	6 街区 25番 先から 6 街区 18番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 32 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	2 街区 7 番 先から 1 街区 25番 先まで
3120	安 原 20 号 中 屋 町 東 線 33 号	中屋土地区画整理事業地内 中屋土地区画整理事業地内	1 街区 15番 先から 1 街区 16番 先まで
3130	安 原 30 号 いなほ工業団地線1号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 いなほ工業団地土地区画整理事業地内	2 街区 1 番 先から 2 街区 3 番 先まで
3130	安 原 30 号 いなほ工業団地線2号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 いなほ工業団地土地区画整理事業地内	3 街区 1 番 先から 3 街区 2 番 先まで
3130	安 原 30 号 いなほ工業団地線3号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 いなほ工業団地土地区画整理事業地内	8 街区 1 番 先から 7 街区 1 番 先まで

3130	安原 30 号 いなほ工業団地線 4 号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 4 街区 2 番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 4 街区 3 番 先まで	
3212	大徳 12 号 寺中町 線 33 号	寺中町 イ 寺中町 イ	17番 5 先から 17番 5 先まで
3512	弓取 12 号 割出町 線 25 号	割出町 割出町	287番 4 先から 287番 8 先まで
3512	弓取 12 号 割出町 線 26 号	割出町 割出町	345番 9 先から 300番10先まで
3515	弓取 15 号 諸江町中丁線 21 号	諸江町 中丁 諸江町 中丁	120番 3 先から 120番 6 先まで
3515	弓取 15 号 諸江町中丁線 22 号	諸江町 中丁 諸江町 下丁	342番 1 先から 165番 1 先まで
3717	鞍月 17 号 近岡町 線 41 号	近岡町 近岡町	835番 1 先から 840番 1 先まで
3814	押野 14 号 八日市出町線 41 号	八日市出町 八日市出町	153番 3 先から 153番 5 先まで
4439	小坂 39 号 横枕町 線 13 号	横枕町 八 横枕町 八	51番 7 先から 51番 1 先まで
4439	小坂 39 号 横枕町 線 14 号	横枕町 イ 横枕町 イ	24番 6 先から 24番 1 先まで
4450	小坂 50 号 小坂町西線 33 号	小坂町 北 小坂町 北	158番15先から 158番11先まで
4937	浅川 37 号 浅川町 線 2 号	浅川町 イ 上中町 八	160番 先から 96番 先まで
5049	森本 49 号 塚崎町 線 13 号	塚崎町 ホ 塚崎町 ヘ	173番 先から 8番 1 先まで

●金沢市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年7月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年7月1日

金 沢 市 長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4605	犀川 5 号 辰巳町 線 9 号	辰巳町 ト 上辰巳町 壱字	88番 1 先から 42番 1 先まで
4608	犀川 8 号 相合谷町 線 1 号	水淵町 二 相合谷町 口	4番 先から 32番 先まで

●金沢市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年7月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年7月1日

金 沢 市 長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
76	旧	1 級 幹 線 76 号 浅 川 ・ 下 辰 巳 線	浅川町 イ 160番 先から 辰巳町 口 19番 先まで	
	新		上中町 へ 28番 2 先から 辰巳町 口 19番 先まで	
573	旧	準 幹 線 573 号 上 荒 屋 町 線	中屋町東 596番 先から 上荒屋4丁目 205番 先まで	
	新		いなほ工業団地土地区画整理事業地内2街区1番 先から 上荒屋4丁目 205番 先まで	
3515	旧	弓 取 15 号 諸 江 町 中 丁 線 3 号	諸江町中丁 17番 1 先から 諸江町中丁 91番 2 先まで	
	新		諸江町中丁 17番 1 先から 諸江町中丁 91番 24 先まで	

●金沢市告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年7月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年7月1日

金 沢 市 長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一級幹線	1 級 幹 線 76 号 浅 川 ・ 下 辰 巳 線	5.9 ~ 39.0	1,392
二級幹線	2 級 幹 線 367 号 辰 巳 ・ 相 合 谷 線	8.5 ~ 36.0	2,399
準 幹 線	準 幹 線 573 号 上 荒 屋 町 線	16.0 ~ 41.3	981
一般市道	天神町 2 丁目線 17号	5.0	34
一般市道	安原20号中屋町東線 22号	6.0	261
一般市道	安原20号中屋町東線 23号	6.0	39
一般市道	安原20号中屋町東線 24号	6.0	283
一般市道	安原20号中屋町東線 25号	6.0	37
一般市道	安原20号中屋町東線 26号	6.0	266
一般市道	安原20号中屋町東線 27号	6.0	37
一般市道	安原20号中屋町東線 28号	6.0	37
一般市道	安原20号中屋町東線 29号	6.0	80
一般市道	安原20号中屋町東線 30号	6.0	259
一般市道	安原20号中屋町東線 31号	6.0	80
一般市道	安原20号中屋町東線 32号	6.0	157
一般市道	安原20号中屋町東線 33号	3.0	37
一般市道	安原30号いなほ工業団地線 1 号	9.0	182
一般市道	安原30号いなほ工業団地線 2 号	9.0 ~ 9.4	174
一般市道	安原30号いなほ工業団地線 3 号	9.0	95
一般市道	安原30号いなほ工業団地線 4 号	9.0 ~ 9.4	248
一般市道	大徳12号寺中町線 33号	2.1 ~ 2.3	49
一般市道	弓取12号割出町線 25号	6.0	42
一般市道	弓取12号割出町線 26号	6.0 ~ 8.2	293
一般市道	弓取15号諸江町中丁線 3号	3.1 ~ 7.4	219

一般市道	弓取15号諸江町中丁線21号	5.0	30
一般市道	弓取15号諸江町中丁線22号	6.0	101
一般市道	鞍月17号近岡町線41号	6.0	65
一般市道	押野14号八日市出町線41号	5.0	25
一般市道	小坂39号横枕町線13号	5.0	35
一般市道	小坂39号横枕町線14号	5.0	34
一般市道	小坂50号小坂町西線33号	5.0	52
一般市道	浅川37号浅川町線2号	5.1 ~ 6.0	187
一般市道	森本49号塚崎町線13号	4.7 ~ 7.6	177

●金沢市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年7月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1級幹線126号戸水町線	旧	金沢西部第二土地区画整理事業地内 6街区 7番 先から 金沢西部第二土地区画整理事業地内 19街区 3番 先まで	16.8 ~ 56.6	348
		新	金沢西部第二土地区画整理事業地内 6街区 7番 先から 金沢西部第二土地区画整理事業地内 19街区 3番 先まで	21.8 ~ 65.6	348
一般市道	安原7号福増町線	旧	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2街区 1番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 8街区 1番 先まで	8.0	210
		新	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2街区 1番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 9街区 1番 先まで	9.0 ~ 9.5	104
一般市道	安原8号中屋町線	旧	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2街区 3番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 6街区 1番 先まで	6.0 ~ 8.0	352
		新	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2街区 3番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 6街区 1番 先まで	9.0	337
一般市道	安原9号中屋町線	旧	中屋土地区画整理事業地内 6街区 17番 先から 中屋土地区画整理事業地内 1街区 1番 先まで	6.1 ~ 8.5	225
		新	中屋土地区画整理事業地内 6街区 17番 先から 中屋土地区画整理事業地内 1街区 1番 先まで	8.0 ~ 8.9	225
一般市道	安原23号北陸自動車道側線6号	旧	中屋土地区画整理事業地内 15街区 7番 先から 上荒屋5丁目 465番 先まで	4.7 ~ 17.6	393
		新	中屋土地区画整理事業地内 13街区 8番 先から 上荒屋5丁目 465番 先まで	6.0 ~ 6.7	493

●金沢市告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年7月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級幹線76号浅川・下辰巳線	上中町 へ 辰巳町 口 28番 2 先から 19番 先まで	平成17年7月1日
1 級幹線126号戸水町線	金沢西部第二土地区画整理事業地内 6 街区 7 番 先から 金沢西部第二土地区画整理事業地内 19街区 3 番 先まで	"
2 級幹線367号辰巳・相合谷線	辰巳町 ト 上辰巳町 巷字 88番 1 先から 42番 1 先まで 水淵町 二 相合谷町 口 4 番 先から 32番 先まで	"
準幹線573号上荒屋町線	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2 街区 1 番 先から 上荒屋 4 丁目 205番 先まで	"
天神町 2 丁目線17号	天神町 2 丁目 天神町 2 丁目 505番10先から 505番12先まで	"
安原 7 号福増町線	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2 街区 1 番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 9 街区 1 番 先まで	"
安原 8 号中屋町線	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2 街区 3 番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 6 街区 1 番 先まで	"
安原 9 号中屋町線	中屋土地区画整理事業地内 6 街区 17番 先から 中屋土地区画整理事業地内 1 街区 1 番 先まで	"
安原20号中屋町東線22号	中屋土地区画整理事業地内 13街区 8 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 9 街区 32番 先まで	"
安原20号中屋町東線23号	中屋土地区画整理事業地内 13街区 1 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 13街区 17番 先まで	"
安原20号中屋町東線24号	中屋土地区画整理事業地内 14街区 16番 先から 中屋土地区画整理事業地内 8 街区 22番 先まで	"
安原20号中屋町東線25号	中屋土地区画整理事業地内 14街区 1 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 14街区 32番 先まで	"
安原20号中屋町東線26号	中屋土地区画整理事業地内 15街区 7 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 11街区 1 番 先まで	"
安原20号中屋町東線27号	中屋土地区画整理事業地内 15街区 1 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 15街区 17番 先まで	"
安原20号中屋町東線28号	中屋土地区画整理事業地内 12街区 1 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 12街区 31番 先まで	"
安原20号中屋町東線29号	中屋土地区画整理事業地内 10街区 1 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 11街区 15番 先まで	"
安原20号中屋町東線30号	中屋土地区画整理事業地内 6 街区 1 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 1 街区 1 番 先まで	"
安原20号中屋町東線31号	中屋土地区画整理事業地内 6 街区 25番 先から 中屋土地区画整理事業地内 6 街区 18番 先まで	"
安原20号中屋町東線32号	中屋土地区画整理事業地内 2 街区 7 番 先から 中屋土地区画整理事業地内 1 街区 25番 先まで	"
安原20号中屋町東線33号	中屋土地区画整理事業地内 1 街区 15番 先から 中屋土地区画整理事業地内 1 街区 16番 先まで	"
安原23号北陸自動車道側線 6 号	中屋土地区画整理事業地内 13街区 8 番 先から 上荒屋 5 丁目 465番 先まで	"
安原30号いなほ工業団地線 1 号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2 街区 1 番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 2 街区 3 番 先まで	"

安原30号いなほ工業団地線2号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 いなほ工業団地土地区画整理事業地内	3街区 3街区	1番 2番	先から 先まで	"
安原30号いなほ工業団地線3号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 いなほ工業団地土地区画整理事業地内	8街区 7街区	1番 1番	先から 先まで	"
安原30号いなほ工業団地線4号	いなほ工業団地土地区画整理事業地内 いなほ工業団地土地区画整理事業地内	4街区 4街区	2番 3番	先から 先まで	"
大徳12号寺中町線33号	寺中町 イ 寺中町 イ		17番5 17番5	先から 先まで	"
弓取12号割出町線25号	割出町 割出町		287番4 287番8	先から 先まで	"
弓取12号割出町線26号	割出町 割出町		345番9 300番10	先から 先まで	"
弓取15号諸江町中丁線3号	諸江町 中丁 諸江町 中丁		17番1 91番24	先から 先まで	"
弓取15号諸江町中丁線21号	諸江町 中丁 諸江町 中丁		120番3 120番6	先から 先まで	"
弓取15号諸江町中丁線22号	諸江町 中丁 諸江町 下丁		342番1 165番1	先から 先まで	"
鞍月17号近岡町線41号	近岡町 近岡町		835番1 840番1	先から 先まで	"
押野14号八日市出町線41号	八日市出町 八日市出町		153番3 153番5	先から 先まで	"
小坂39号横枕町線13号	横枕町 八 横枕町 八		51番7 51番1	先から 先まで	"
小坂39号横枕町線14号	横枕町 イ 横枕町 イ		24番6 24番1	先から 先まで	"
小坂50号小坂町西線33号	小坂町 北 小坂町 北		158番15 158番11	先から 先まで	"
浅川37号浅川町線2号	浅川町 イ 上中町 八		160番 96番	先から 先まで	"
森本49号塚崎町線13号	塚崎町 ホ 塚崎町 ヘ		173番 8番1	先から 先まで	"

●金沢市告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第3項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
安原20号中屋町東線33号
大徳12号寺中町線33号
- 2 指定する期日
平成17年7月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予 防 接 種 の 対 象 者 の 範 囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	平成17年7月1日から 平成18年3月31日まで	別表のとおり
三 種 混 合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
二 種 混 合 (ジフテリア及び破傷風)			
風 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア2期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎1期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満の者		
日本脳炎3期	14歳以上16歳未満の者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
荒 木 来 太	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	麻しん、三種混合、二種混合、風しん、ジフテリア2期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
64	株式会社 ネオ金沢	金沢市八田町東1409番地	平成17年6月15日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市松村第二土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
中 村 義 一	金沢市松村5丁目153番地	平成17年4月24日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市松村第二土地区画整理組合	平成10年2月12日から平成20年3月31日まで	金沢市松村2丁目、松村3丁目、松村4丁目、松村5丁目及び松村7丁目の各一部	金沢市松松5丁目66番地	平成10年2月2日	平成17年6月24日
金沢市中屋土地区画整理組合	平成13年11月21日から平成18年3月31日まで	金沢市中屋町東、口、八及びへの各一部並びに上荒屋7丁目の一部	(変更前) 金沢市中屋町東146番地 (変更後) 金沢市中屋町東516番地	平成13年11月16日	平成17年6月27日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年7月1日

金沢市長 山 出 保

教 育 委 員 会 規 則

金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第13号

金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市スポーツ広場条例施行規則(平成12年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第15条第1項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢市スポーツ広場指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) スポーツ広場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
 - (4) 経営状況に関する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類
- 様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第11条関係)

金沢市スポーツ広場指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地
 団体名
 代表者氏名 印

次のスポーツ広場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
 指定を受けようとするスポーツ広場の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) スポーツ広場の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、金沢市野町2丁目2番19号 村上^{むらかみ}真弓^{まゆみ}ほか726人を、
 選挙人名簿から抹消しました。

平成17年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人林幹二の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

平成17年7月1日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
横 田 雅 裕	石川県金沢市疋田1丁目276番地2
早 川 晃 治	石川県金沢市大浦町ル57番地

安 藤 眞 弘	石川県金沢市尾張町1丁目9番28号
越 田 利 弥	石川県金沢市藤江南1丁目4番地1
南 波 洋 行	石川県白山市八ツ矢町7番地6
塚 崎 俊 博	石川県金沢市三口新町1丁目3番3号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成17年7月1日から平成18年3月31日まで

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成17年7月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成17年7月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
471	株式会社 茶谷組	河北郡内灘町字大根布4丁目133番地
472	有限会社 ポピーハウス	鹿島郡中能登町末坂ウ部25番地

平成17年(2005年)7月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)7月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地